公正競争ワーキンググループ（第９回）

議事録

1. 日時

令和６年10月17日（木）13：00～13：50

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、大橋弘（東京大学 副学長/大学院 経済学研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事/ＩＴ研究会代表）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

総務省：

竹内事務次官、湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫信書便事業課長、石谷事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官

【山内主査】　皆様、本日は御参加いただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから公正競争ワーキンググループ第９回会合を開催いたします。本日の会議につきましても、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただいております。

それでは、まず事務局からウェブ会議システムの関係で留意事項がございます。御説明よろしくお願いいたします。

【事務局】　事務局です。本日の御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート、オフにしていただきますようお願いいたします。

資料については、資料９－１から資料９－４までございます。

以上です。

【山内主査】　どうもありがとうございました。それでは、議事に入ります。本日ですけれども、前回会合でいろいろと御意見をいただきましたので、これについての主な意見、それから、前回会合以降に開催されました通信政策特別委員会第14回から第16回までの公正競争関連の主な意見をまず事務局から御説明いただきます。その後に報告書（案）について意見交換を行いたいと思っております。

本日のワーキンググループの論点整理について、前回会合で御議論いただいたところでありますが、親会である通信政策特別委員会において、私から報告をして御議論いただいたということでございます。そして今般の報告書（案）がまとめられたという経緯でございます。この報告書（案）について、本日御議論いただきまして、よろしければ、親会である通信政策特別委員会へ報告をしたいと考えております。

そこで、本日の意見交換では、構成員の皆様から報告書（案）の内容に関する意見、それから各項目に対する追加の御意見等をいただければと考えております。そういう経緯でございますので、大変恐縮ですが、オブザーバの皆さんは、御発言を御遠慮いただきますようお願いいたします。

それから本日も、ＮＴＴグループとして、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本からも会合に参加をいただいております。

それでは、申し上げたように、前回会合の主な意見、通信政策特別委員会の第14回から第16回までの公正競争関連の主な意見について、資料９－１、資料９－２に基づいて事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】　事務局の榎でございます。資料９－１と資料９－２に基づいて御説明を差し上げます。

まず、資料９－１、前回会合、第８回会合の主な意見等でございます。前回につきましては、論点整理を御議論いただいた回でございます。

ざっとかいつまんで御説明差し上げますと、まず、公正競争に関する基本的な考え方については、構造規制と行為規制の両方が必要という御意見と、検証に関してはＰＤＣＡサイクルを回すことが重要といった御意見がございました。

ＮＴＴの果たすべき役割と線路敷設基盤や電気通信設備の在り方については、役割を位置付けることや明文化することに御賛同の御意見。線路敷設基盤に関しては、廃棄を認可対象とすべきとの御意見。自己設置要件に関しては、引き続き維持する一方、一部例外としてよいのではないかという御意見がございました。

次のページのアクセス部門の在り方については、御覧いただいているような御意見で、東西分離に関しても、現時点において東西統合を認めきれないが、将来的には改めて検討してよいのではないかとの御意見。一番最後の本来業務に関しましては、基本的に賛同という御意見でございます。

次のページの地域電気通信業務以外の業務の在り方について、実施要件に関しては維持すべきであるが慎重に審査すべきではないかという御意見。公正競争の確保の在り方については、法定化をすることに賛同という御意見。グループに対する公正競争条件の在り方については、当該再編を事前に差し止める手段があった方が望ましい、規律が必要であるという御意見がございます。

ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方については、御覧いただいているような御意見と、めくりまして、線路敷設基盤の開放の在り方、そして一番最後のテーマである電気通信事業分野におけるその他の公正競争ルールの在り方についても御覧いただいているような御意見があったところでございます。

次に、資料９－２に基づいて、前回の論点整理、御議論いただいた後の通信政策特別委員会で出てきました主な意見でございます。

まず、第14回に関しては論点整理を御議論いただいたものでございまして、第15回に関しては、研究開発ですとか国際競争力の強化の観点から、主に事務局から御説明を差し上げた回でございます。第16回に関しましては、ＪＡＩＰＡ、テレサ協、ケーブルテレビ連盟等の皆様からヒアリングをさせていただいた回でございます。こちらに関してはまとめ

ておりますとおりでございますので、別途御確認をいただければと考えてございます。

雑駁で恐縮でございますけれども、前回会合等の振り返りについては以上でございます。

【山内主査】　どうもありがとうございました。

それでは、続いて報告書（案）について、資料９－３、資料９－４に基づいて事務局から御説明お願いします。

【事務局】　引き続きまして、事務局でございます。今画面に映しておりますものが報告書（案）の本体でございます。表紙にありますとおり、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方、その中でも電気通信事業分野における公正競争の確保の在り方に関する報告書（案）でございます。

目次はこのようになっておりまして、後ほど概要のポンチ絵で御説明差し上げますが、基本的にこれまで御議論いただいた柱立てを踏襲しているものでございます。全部で90ページ近くございますけれども、前半が本文でございまして、後半部分が43ページ以降、資料編になってございます。論点整理の際にもお付けしていた、構成員の方あるいは事業者の方からの御意見について資料編で取りまとめているものでございます。

柱立ての本文のところの構成でございますけれども、冒頭のテーマである公正競争の確保に関する基本的な考え方以外の部分の論点については、主に２つ柱がございます。まず１つ目で現状と課題を記述しておりまして、その次に、取組の方向性として政策の方向性を示しているという構成になってございます。こちらの本体で御説明するとちょっと長くございますので、まとめた概要で御説明を差し上げます。

資料９－４、報告書（案）の概要を御覧いただければと思います。おめくりいただいて、１ページ目が報告書（案）の概要でございます。これまで御議論いただいた柱立てで、全部で７つになってございます。このＷＧの初回のときに５本柱でお示ししていましたけれども、その５本目の柱が中項目として、今お示ししている５、６、７の３つに分解をされておりましたので、それを７本に立て付け直したものでございます。次のページ以降でそれぞれの論点について取組の方向性の概要を御説明差し上げます。

おめくりいただきまして、まず１つ目の柱が公正競争の確保に関する基本的な考え方でございます。２つございます。まず１つ目が「『構造規制』と『行為規制』による『サービス競争』と『設備競争』の促進」ということで、構造規制、行為規制により必要な措置を講じ、サービス競争と設備競争の双方を促進することで、サービスの多様化、ネットワークの高度化の実現を図ることが適当としてございます。

もう一つの「『検証』を通じた規制のＰＤＣＡサイクルの確保」に関しては、前回会合で林構成員からも御意見がありましたところで、「時代に即した規制の見直しを図る規制のＰＤＣＡサイクルを法的に位置付けることが適当」としてございます。

おめくりいただいて、次の２ページが大きな柱の２つ目、ＮＴＴ東西の通信インフラの在り方についてでございます。まず１つ目として、ＮＴＴが果たすべき役割のところでございます。ＮＴＴは以下のような役割を果たすべきとして、２つ挙げてございます。１つ目が、我が国の通信インフラ全体を支えるという観点から、線路敷設基盤や電気通信設備を適切に設置・維持することとしてございます。もう一つが、設備競争を補完するという観点から、電気通信設備の高度化を図り、もって電気通信サービスの多様化・高度化に寄与することとしてございます。

下に移りまして、ＮＴＴ東西の線路敷設基盤や電気通信設備の在り方の部分でございます。線路敷設基盤につきましては、「その譲渡等」で「等」の中に「処分行為を含む」としてございますけれども、そういった行為について認可の対象とすることが適当としてございます。

次に移りまして、自己設置要件に関しては、基本的に引き続き維持することが適当としてございまして、米印のところで、県間業務等については自己設置要件の例外として扱うことが適当としてございます。

おめくりいただきまして、次のテーマがアクセス部門の運営主体の在り方についてでございます。こちらは直ちにアクセス部門の分離を行うのではなく、公正競争確保の措置を着実に講じ、その効果を見極めることが適当としてございます。その上で、それでもなお問題が生じている場合には、アクセス部門の分離を含む措置を改めて検討することが適当としてございます。アとイに関しては、以上の観点からこれまで御議論いただいたものの詳細をお示ししているものでございます。

次のテーマに移りまして、ＮＴＴ東西の分離の在り方についてでございます。こちらについては、まずはコスト削減策等の他に採り得る手段を検討・実施すべきであり、ＮＴＴ東西の分離は維持することが適当としております。真ん中のポツは飛ばしまして、「ただし」というところで、ＮＴＴ東西の経営環境は厳しさを増しているため、分離の在り方については、経営状況を注視しつつ、諸々のことを踏まえて引き続き検討することが適当としてございます。

次、柱が移りまして、３つ目のもの、ＮＴＴ東西等の業務の在り方についてでございま

す。まず本来業務についてでございますけれども、こちらは県域業務規制を撤廃し、本来業務については、東日本、西日本それぞれの地域内における通信を媒介するサービスを提供する業務を基本とし、モバイルやＩＳＰ等公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務は実施を認めないことを明確化することが適当としてございます。

移りまして、本来業務以外の業務、活用業務の在り方についてでございますけれども、こちらは、実施要件である２つ、本来業務と公正競争に支障がないことについては引き続き維持をした上で､活用業務の類型化が進展しており､経営自由度の向上を図る観点から、実施要件の確認については、現行の個別の業務ごとの事前届出から事後検証にすることが適当としてございます。

このページ最後の持株による事業の実施の在り方について、ＮＴＴから御意見のありました「死の谷」を乗り越えるためには、ＮＴＴ持株自身が研究成果の実用化業務に取り組むことが必要かつ効果的である場合も考えられます。他方で、本来業務や公正競争への支障が懸念されることや、ＮＴＴから具体的ニーズが示されていないこと等に鑑みますと、研究成果の実用化業務は、ＮＴＴ持株の在り方や公正競争との関係を含め、引き続き検討することが適当としてございます。

おめくりいただいて、次、６ページ目が４つ目の柱、ＮＴＴグループに関する公正競争の確保の在り方についてでございます。まず１つ目のテーマの累次の公正競争条件の在り方についてでございます。こちらについては、基本的には必要でありますが、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることから、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直しを行うことが適当であるとしてございます。さらにその見直しを行った結果、必要とされるものについては、法的安定性や実効性の確保等の観点から法定化をした上で、その遵守状況について引き続き検証を行うことが適当としてございます。

もう一つのグループ内の組織再編のテーマにつきましては、市場支配的事業者について禁止行為規制が潜脱されることを防止する必要があること等から、現在、グループ外の会社との合併しか審査の対象にしていない登録の更新制の対象を見直し、グループ内の会社との合併等を審査できるようにすることが適当としてございます。ただし、すべからく審査するわけではなく、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定をして審査を行うことが適当としてございます。

おめくりいただいて７ページ目、こちらが５本目の柱のネットワークの開放の促進等の在り方についてでございます。まず１つ目、メタル固定電話の接続ルールの在り方につい

ては、現時点において考え方を変更する必要はございませんが、今後のメタルの縮退やＮＴＴによる策定が見込まれますメタル回線設備の具体的な移行計画等を踏まえ、適時適切に検討することが適当としてございます。

次に移りまして、利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方については、卸役務について引き続き相対契約を基本とすることが適当ですが、事業者間協議の状況を注視しつつ検証等を行って、課題が生じていると認められる場合には、ルールの在り方を適時適切に検討することが適当としてございます。

このページ最後の５Ｇにおけるネットワーク開放の在り方について、５Ｇ（ＳＡ）の機能開放については、本年６月に国際標準化が確定したことを踏まえて、引き続き事業者間で精力的に協議を行うことが適当。その際、ＭＶＮＯは実現したいサービスの明確化を行って､ＭＮＯは必要な情報提供を適切に行う､こういった相互理解を深めることによって、ＭＮＯとＭＶＮＯが同時期にサービス提供を開始することができるようにすることが適当としてございます。

ページ移りまして、５本目の柱の最後のテーマの禁止行為規制の在り方についてでございます。こちらは、１つ目が禁止行為規制の内容の部分でございまして、市場支配的事業者が目的外利用等を禁止される情報について、接続関連情報のみが今、規定をされているところですが、卸役務の重要性の高まり等を踏まえると、卸役務に関する情報が目的外に利用された場合には、不当な競争が引き起こされる蓋然性が高いことから、禁止される情報について卸役務に関する情報を追加することが適当としてございます。

最後が対象の事業者についてでございまして、現時点においてＮＴＴドコモのみが指定されていることには合理性があると考えられますが、これについて、今後の収益シェアの推移等を踏まえて、引き続き検討を行うことが適当としてございます。

おめくりいただいて次の９ページが６本目の柱、線路敷設基盤の開放の促進等の在り方についてでございます。まず１つ目が線路敷設基盤の開放の促進の在り方についてで、ＮＴＴ東西の電柱等について、自己・他者利用でリードタイムに差があるとの意見があったこと等を踏まえて、総務省において事例の実態を検証し、必要な場合にはガイドラインの見直しを含めて必要な措置を講ずることが適当としてございます。

もう一つのテーマであるインフラシェアリング事業の促進の在り方につきましては、私権の制限に留意しつつ、一定の要件を課した上で、インフラシェアリング事業者に公益事業特権を付与することが適当としてございます。その要件に関しましては、インフラシェ

アリング事業者は電気通信事業を営まないことに鑑みまして、鉄塔等が回線設置事業に利用されることや、鉄塔等を利用される場合の適正性や公平性、安定性を担保することとしてございます。

おめくりいただいて最後の10ページ目、７本目の柱、最後の柱の市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方についてでございます。まず１つ目、電報事業の規律の在り方に関しては、利用の減少やあまねく確保する必要性の低下によって、電気通信事業法に基づく特別な規律を課す必要性も低下していることから、他の電報類似サービスと同様に､信書便法に基づく規律を課すことを基本とすることが適当としてございます。

真ん中のメタル固定電話の料金規制の在り方については、ユニバーサルサービスワーキンググループでも御議論いただいていたところでございますけれども、メタル固定電話について、プライスキャップ規制の対象外とすることが適当としてございます。

最後のテーマのネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方については、現時点において利用の形態がまだ少ないことも踏まえまして、まずは今後のネットワーク環境や利用形態等の変化を注視することが適当でありますけれども、必要な場合には時期を逸することなく、慎重かつ丁寧な検討を行うことが適当としてございます。

以上、このように今回の取組の方向性をまとめてございます。

【山内主査】　どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。今事務局から御説明いただきました報告書（案）の内容について、御意見等の御希望がありましたら、チャット欄で発言希望とお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは、皆さん、特に御発言はなかったということでございますので、この報告書（案）については……。

失礼しました。林構成員、どうぞ御発言ください。

【林構成員】　ちょっと時機に遅れてしまいまして、申し訳ありません。どなたからも御発言がないということですので、何点か確認させていただきたいと思います。

まず１点目は本文の方で、私、本文をざっと拝見しましたので、本文のページ数で申し上げますけれども、本文の３ページ、先ほど御説明があったＰＤＣＡサイクルの確保、16ページの活用業務の事後検証スキームの導入の話、21ページの累次の公正競争条件の法定化と遵守状況の検証の話、ここに関わる話なんですけれども、まず16ページの活用業務の事後検証スキームの導入において、本文によれば、このような事後検証の枠組みに変更する場合、検証の透明性の確保や検証及びその結果を踏まえた措置の実効性を確保すること

が重要になるため、検証のプロセスについては法律上の位置付けを与えることが適当であるとされています。21ページも同じように、累次の公正競争条件の法定化と遵守状況の検証においても、その検証のプロセスは透明性や実効性を確保する観点から法律上の位置付けを与えることが適当であると書かれております。

いずれも私は賛成でございますけれども、これは活用業務とか累次の公正競争条件に関する検証を含めて、公正競争を確保する観点から、検証の枠組みについて法律上の位置付けを行うとすることは、規制の実効性を担保する上でも大変重要なことだと思っております。その上での質問なんですけれども、今の電気通信市場検証会議においても、報告書(案)に書かれたようなことは行ってきたわけでありますけれども、累次の公正競争条件については、電気通信市場検証会議で検証が行われてきたわけですけれども、こういった法律上の位置付けを与える際の検証のお座敷と申しますか、検証の枠組みについて、これは今の既存の市場検証会議に代わる新しい会議体の設置を考えているのか。この辺り、まだ先の話で見通しはないのかもしれませんけれども、そういう設置を考えておられるのかということであります。

と申しますのも、これまでの競争評価とか市場検証会議には私も参加させていただいたんですけれども、検証会議の下には競争ルールワーキンググループという形で、その都度、下部の研究会組織をつくって、その中でルールづくりも、ルールに直結するような議論も行ってきたように思いますので、そういった既存の検証会議にワーキングでもつくって、その中で検証することもあり得ると思いましたので、その辺り、今後の検証の会議体のイメージを持っておられるのかというのを１点目にお聞きしたいというのが１点目であります。

２点目は、22ページで法定化のイメージが書かれてあるんですけれども、その中で、ちょっと細かい点なのかもしれませんけれども、22ページで累次の公正競争条件の具体的な法定化のイメージとして電気事業法の話が書かれてありまして、一般送配電事業者の概念が例示されているわけですけれども、ちょっと深読みかもしれませんけれども、あえて第一種指定電気通信設備制度に絡めるんじゃなくて、一般送配電事業者という概念を例示しているということは、これは特定の事業者を定義付けることを想定されているのか。例えば東西を一般送配電事業者のアナロジーとして定義付けることを考えておられるのかどうかがちょっと気になったところであります。その辺り、お聞かせいただきたいです。

３点目は、これで最後ですけれども、23ページから24ページで、電気通信事業者のグル

ープに対する公正競争条件の在り方で、いわゆるグループ内再編の話は、私が関わっておりました検証会議でも、ヒアリングをしながら、公正競争に影響がないか検証を行ってきたわけですけれども、そこで課題としてあったのは、ＮＴＴであれば、グループ内再編を検証する仕組みはあったわけですけれども、具体的な審査権限がないことが課題としてありましたので、そういう意味で今回、登録の更新制の対象を見直して、グループ内会社との合併等を審査できるように見直すという方向性が打ち出されたのは画期的で大変重要なことかと思うんですけれども、問題として挙げられているのは、これも一義的にはＮＴＴグループの組織内再編について対象とすると考えていいのかどうか、これについてお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

【事務局】　林先生、ありがとうございます。事務局でございます。

まず１点目の検証の場のイメージでございますけれども、先生のおっしゃるとおり、まだ今回の報告書（案）が取りまとめられて、さらにお認めいただいて、答申として頂戴した後に、詳細に関して検討するという運びになるかと考えてございますけれども、先生の御指摘のあった３ページ目の一番最後のところに記載をしてございます、現在、総務省の電気通信市場検証会議で行っている検証の枠組み等を参考にしつつということで、全く新たに立て付けを変えるのかですとか、衣替えするのか、全く別のものにするのかですとかは今後の検討次第かと思っております。今の市場検証会議の枠組みを参考にしつつ検討することになろうかと考えてございます。

２点目のページ22の電気事業法のところでございますけれども、こちらも基本的に、今回の場面と一般送配電事業者の場面がやや異なることは承知をしておりまして、それがそっくりそのまま入ることは、場面が異なる以上ないかと思っておるんですけれども、こちらも例えばというところで記載をしてございますとおり、参考にしながら、事業法等の中の世界としてどのように位置付けていくかは今後の検討かと考えてございます。

最後のＮＴＴグループの再編に関してのものでございますけれども、こちらも電気通信事業者のグループに対するところと、あと市場支配的事業者に関するところで報告書(案)でも記載をさせていただいておりますけれども、今のところは、書いてございますとおり、市場支配的な事業者、特にＮＴＴグループに関するグループの再編が念頭には置かれているのかなと。ここの電気通信事業者のグループかつ市場支配的な事業者というところに鑑

みますと、そういったものを想定してございます。

以上でございます。

【林構成員】　ありがとうございました。おかげさまでクラリファイできました。

【山内主査】　林先生、よろしゅうございますかね。他の構成員の方、御発言いかがでしょうか。

大谷構成員、どうぞ御発言ください。

【大谷構成員】　ありがとうございます。大谷でございます。今日は、機器の不良に伴いまして遅参してしまいましたことをおわび申し上げます。御説明いただいた内容で、報告書について２か所コメントしたいと思いますが、内容については基本的に賛同しておりまして、特に変更を求めるという意味ではございません。

１つは18ページの部分だと思いますけれども、ＮＴＴ持株による研究開発についてでございます。これまで長く議論してまいりましたけれども、結論としてここにまとめていただいたとおり、「死の谷」を乗り越える上で、持株自身が研究開発に関わり、実用化まで進むことについて、なかなか理解が得られなかったというのが実際のところではないかと思っております。引き続きの検討事項ということですので、どうしても持株自身がやらなければ「死の谷」を越えることができない研究開発の実用化といったものの例をぜひお示しいただくなどして、今後ともこの分野でＮＴＴ自身による研究開発が実装されるまでの工程に支障が生じないようにしていくことが必要だと考えております。

もう１点でございますけれども、報告書の40ページになりますけど、プライスキャップ規制のところでございます。ここも結論としては、メタル固定のところについて指定対象から除外をすることは、現状あまり役に立っていない制度であることと、計算すること自体の制度の維持が困難になることを踏まえればやむを得ないところだと思っております。

ただ、ここにまとめていただきましたとおり、ユニバーサルサービスワーキンググループでの主な話題となっておりますけれども、料金の低廉性の確保のためには様々な仕掛けが考えられると思います。そのときの最終的な障壁になるのが、やはりプライスキャップという考え方だと思いますので、実際にそこに到達するような料金設定がないとしても、そういった考え方も併せて導入する必要がないかというのを全体の議論の中でも改めて確認させていただければと思っております。

私から２点、以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。コメントということでよろしいですか。

【大谷構成員】　はい。コメントでございます。

【山内主査】　ありがとうございます。ほかに御発言の御希望いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。お二方から御発言いただき、また確認とコメントをいただきましたが、特に何か修正が必要であるという意見ではなかったと思っております。したがいまして、報告書（案）について本案のとおりとさせていただきたいと思います。そして、私から、親会でありますところの通信政策特別委員会に報告をしたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは最後に、本日、公正競争ワーキンググループの最終回になりますので、構成員の皆さんから、ワーキンググループ全体を振り返って何かコメント、感想等あれば御発言いただこうかと思います。できればお一人２分程度で御発言をいただければと思います。そして、こちらから御指名させていただきますので、まず大橋主査代理にお願いして、それからあいうえお順でお願いしたいと思います。

それでは、大橋先生、何かコメントがあればお願いいたします。

【大橋主査代理】　ありがとうございます。今回、市場変化に対応した通信政策ということで、ある意味、市場変化というと、我が国、人口減少や生成ＡＩでデータセンターがものすごく伸びているとか、非常にいろいろな変化がある中で、今回、最後の章でネットワークの仮想化とかクラウド化の話を入れていただきましたが、そうしたちょっと先を見据えた議論も、公正競争という観点から盛り込めたのはよかったと思いますが、もっともっと深い議論を本来してもよかったのかなという感じではおります。

今回、ＮＴＴの話が横から入ってきたことで、こうした形で取りまとめられたことについては、私、特段意見するものではないですけれども、相当グローバル化も進む中での我が国の通信企業のプレゼンスであるとかも勘案しながら、公正競争の話は引き続きしっかり遅滞なく議論を続けていくことが重要だなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

それでは、次は相田構成員から順に。相田先生、よろしくお願いします。

【相田構成員】　相田でございます。これまでの議論を上手に報告書にまとめていただいたかなと思っております。今の大橋主査代理のご発言にも関係しますけれども、やはりＭＮＯとＭＶＮＯあるいは卸元と卸先で、どうしても情報の非対称性があるということで、そういうものをどう今後扱っていくかというのは、一種永遠の課題みたいなものかと思い

ますけれども、やっぱり使われる技術の変化等々も踏まえて、今後も鋭意対応していくことが必要かなと思っております。

以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございました。

次に、大谷構成員、先ほどいただきましたが、何かありましたらお願いいたします。

【大谷構成員】　大谷でございます。再度発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、各種多様な論点がある中で、事務局では議論が拡散しないように、テーマをそれぞれの回で絞り込んでいただいて、バックデータなども丁寧に御用意いただきまして、十分な議論をさせていただいたことに感謝申し上げたいと思います。その上で今回、２つほどコメントさせていただければと思います。

１つは、大橋主査代理のお話にもあったことと通じるかと思いますけれども、公正競争の土台となっている電気通信事業という分野を考えていきますと、公正競争の主体となっている競争単位というのが、グローバルなマーケットとして捉えたときに、今回登場してくるＮＴＴ東西、ＮＴＴ持株、それから競争事業者やＭＶＮＯ等の事業主体以外にも広がっていることを踏まえると、もう少し具体的な議論ができるとよかったなと思っております。これは親会でも御発言があったところですけれども、日本の電気通信市場、ＩＴ市場全体を見たときに、誰が末永くこの市場を担っていける競争単位であり得るのかといったことについては、かなり厳しい御意見なども寄せられたことを考えますと、今回の検討事項については十分議論を尽くしたとは思いますが、先々の市場の発展について、別の角度からの議論もする必要があるのではないかなという問題意識を持たされたところでございます。

２点目でございます。今回、線路敷設基盤について、ＮＴＴからの問題提起を含め、各競争事業者の方からも丁寧な情報を寄せていただいて議論ができたのは大変よかったと思います。併せてインフラシェアリング事業について、これから人口減少時代や働き手の減少という時代を迎えるに当たりまして、どう効率的に我が国のインフラを整えていくのかという視点では、これらの新たな事業形態について、より事業展開がしやすいような制度整備を考えていく必要もあるのではないかと考えていたところですが、開放の促進の在り方ということで一定の提言がまとめられたのは大変よかったと思います。ただ、この種の事業というのは、今まで電気通信事業そのものではなかったわけですので、電気通信事業

分野というところだけ見るのではなく、もう少し総合的な視点で、全体的なインフラ整備という観点でこの議論を続けていく必要性が残っているのではないかと感じました。

すみません、長くなりましたが、私から以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

次は、高橋構成員どうぞ。

【高橋構成員】　高橋でございます。最後、報告書（案）も、我々の議論が尽くされた中でうまくまとめていただけたと思います。現状のことでいけば、これが公正競争を考えた上ではベターなものなのかと思いますけれども、今後、このままで電気通信業界とそれと密接に関わるＩＴ業界のことを考えると、現状のままだと、アメリカのビッグテックに負けっ放しの状態というのが出てくるわけで、将来的にはまた違った角度でＮＴＴの問題は引き続き考えていかなければいけないのかなと思った次第です。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございました。

続いて、西村真由美構成員、どうぞお願いいたします。

【西村（真）構成員】　全相協の西村と申します。今回の会議で、ＮＴＴがなぜ特別なのか、今後どうあるべきなのかというのをひもといていければいいかなと思いましたが、実際、各項目については判断が難しいことが正直多かったです。両論併記みたいな部分もございますし、あと私自身は競争ルールに関するワーキンググループに参加させていただいていますので、より具体的なワーキンググループでまた一生懸命考え続けたいと思います。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

次は、林構成員どうぞ。

【林構成員】　ありがとうございます。事務局、構成員の先生方におかれましては、おまとめいただきまして、ありがとうございます。それから、オブザーバの皆様方におかれましても、貴重な議論に参画いただきまして感謝申し上げます。まだまだ積み残された論点はたくさんありますので、議論はこれで終わりということではなくて、他の構成員の先生方もおっしゃっていましたけれども、不断の検証と議論を引き続き行っていく必要があろうかと思います。

１点申し上げますと、これまで通信の公正競争に係る議論というのは、専らと言っていいほど、ＮＴＴの巨大性あるいは独占性の弊害等を排除する観点から、ＮＴＴ持株と東西

に対して累次の公正競争条件が課されてきたわけですけれども、グローバル競争の中で、ＮＴＴの巨大性、独占性といった前提が、今後もどの範囲で妥当するのかといった点について不断に検証を行うとともに、もし弊害がまだ残っている、今後も弊害が残るということであれば、これは事前事後の規制手段を用いて果断なく対応していく必要があろうかと思います。

いずれにしても、公正競争においてもユニバの議論においても同じだと思うんですけれども、それらは我が国の通信市場の発展と、国民あるいはユーザの利益あるいは効用を最大化するという法ないし規制の究極目的に照らし合わせて、設備競争とサービス競争の両面から、あるべき競争の公正性をこれからも不断に考えていく必要があるのかなという思いを新たにしたところでございます。どうもありがとうございました。

【山内主査】　ありがとうございました。

次は、矢入構成員どうぞ。

【矢入構成員】　ありがとうございます。上智大学の矢入です。今回の会議が、ＮＴＴ法を変えるべきというトップダウン的なアプローチで開催されたと思われますけれども、それに対して全事業者が集まられて、ボトムアップに議論を積み重ねていけたことは非常によかったのではないかと思います。ＮＴＴ法改正に関しましては、基本的には現状維持という方向に落ち着いたように思うのですけれども、それだけではなく、本会議で様々な事業者が意を決して、現実にこういうことが起きているとか、そういう事実をひもといていただけたことによって、今後の情報通信にこうすべきという課題も結構見えてきたのかなと思います。

そういう意味では、今回の報告書のまとめが、在り方ということで、今後どういうふうにこの議論を進めていくか、あと業界をさらに強固にしていくのかとか、そういった課題が出たことが、議論に参加していた者としては、ある意味ほっとしております。だから、法律を改正する改正しない以上に、今回、今まで見えなかったものも見えた、そこを今後どう利用していくかというのは、総務省と各事業者が引き続き連携していかれる必要があるのかなと思いました。そちらの枠組みはまだ十分にできていないというお話だったと思うんですけれども、引き続き事業者を含め、いろいろ御活動していかれることを祈っております。本当にどうもありがとうございました。

【山内主査】　ありがとうございました。西村構成員については、まだ入室されていないようでございますので、事務局からコメントをいただいているので、代読をお願いしたい

と思います。

【事務局】 事務局でございます。西村暢史構成員のコメントを代読させていただきます。

今回のＷＧでは、他のＷＧや検討会等の会議体との重複の項目もありつつ、広範囲に諸項目をカバーしていたと感じています。その中でも、これまでの電気通信に関わる政策の実施、執行において漏れていた、細かいが重要な事項ですとか、政策の具体化の一つの柱でもあったガイドラインや、様々な要請等の一部について、法定化の方向性が出されたことは望ましいものと考えております。線路敷設基盤や累次の公正競争条件の整備等はこれまでの振り返りを行いつつ、今後も継続した論点となるべきものであろうとも思っております。

同時に、最後の項目にもありますように、日本における技術革新を含め、将来の通信環境と通信市場の在り方といった中長期的な議論、また、事前事後を含めた規制そのものの根拠も、スポット的ではない形で、常時念頭に置いた議論も考えられるかと思います。

とのことです。以上でございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。これにて、構成員の方のコメントを全ていただきました。

私からは、まず、こういう形でまとめていただいた、議論を尽くしていただいたことに対して皆さんに感謝を申し上げたいと思いますし、それから報告書については、御賛同いただいた内容について、私はこれはすばらしいものだと思っております。

ただ皆さん、構成員の方、今、コメント、感想としておっしゃっていましたけど、やはりこの世界は大きく変化する途上にいるといいますか、そもそも変化を前提とする分野だと思いますので、社会構造の変化も含めて、不断の検証と、それから新しい政策づくりを続けていかなければならないと思っています。

もう一つ、先ほどどなたかがおっしゃっていましたけど、この分野は、ＩＴとか、更に最近の言葉で言うとＤＸ、デジタルトランスフォーメーションの基礎、あるいは前提となるわけですので、そういった広い視点を入れた議論の必要性は本当に感じる次第でありますので、この場はこれで終わりですけれども、そういったところにつなげていければと思っております。それが私の感想でございます。

よろしゅうございますかね。特段追加的な発言がございませんようでしたら、これにて公正競争ワーキンググループを終了とさせていただきたいと思います。構成員の皆様におかれましては、非常に多様な視点から、そして精力的に御議論いただきまして、誠にあり

がとうございました。

以上